

I. 会員に関する項

1. 定款第6条、第1項に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。
2. 会員は、兵庫県の行政圏域を勘案して区分した支部に所属する。ただし、会員の勤務地の支部に所属することを原則とする。
3. 入会、休会、退会、復会及異動の手続きは、本会所定の方法をもって理事会に提出するものとする。
4. 公益社団法人日本理学療法士協会の会員資格を失ったものは、本会の会員たる資格を失う。
5. 名誉会員は、会費を徴収しない。
6. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の発展に寄与しようとするものの中から、理事会において決定する。
7. 会員は、特別の事情がある場合、所定の様式に基づく届出により、理事会の承認を得て休会することができる。休会中の会員からは、会費を徴収しない。またその期間は、本会からの連絡は行わない。

II. 理事に関する項

1. 本会の理事は、会長、副会長、常務理事、理事とする。
2. 理事は会員の中から総会において選任する。
3. 本会の理事は、定款第25条の職務を行う。

III. 監事に関する項

1. 監事は会員の中から総会において選出する。
2. 監事は、定款第26条の職務を行う。

IV. 会務の運営に関する項

1. 会長は、局・部・委員会・支部を置き、会務運営にあたる。
2. 理事は、会長の任命を受け担当の局を統轄する。
3. 参与は、会長の任命を受け、会長の諮問のある事項に関して会務の遂行と意見具申を行い、必要に応じて理事会に出席する。
4. 局長は、会長の任命を受け、担当局の理事を統轄補佐し、理事会に出席することができる。
5. 部長は、理事会の承認を得て会長の任命を受けて、部を運営する。部員は、部長が選任し会長が委嘱する。
6. 委員長は、理事会の承認を得て会長の任命を受けて、委員会を運営する。委員は、委員長が選任し会長が委嘱する。
7. 会長が必要と認めるとき、部長及び委員長は、理事会で意見をのべることができる。
8. 会長は、必要に応じ局会議を開催できる。
9. 局・部・委員会・支部の分掌規定は別に定める。

V. 庶務及び会計に関する項

1. 庶務は、以下各号の帳簿を具備しなければならない。
 - ① 会議録
 - ② 会員名簿
 - ③ 事業計画及び会務の記録

- ④ 士会の発行する刊行物
- ⑤ その他必要と認められる書類
2. 会計は、以下各号の帳簿を具備しなければならない。
 - ① 現金出納帳
 - ② 総勘定元帳
 - ③ 出入金伝票
 - ④ 貸借対照表
 - ⑤ 財産目録
 - ⑥ 収支決算表
 - ⑦ その他必要と認められる帳簿類
3. 本会の会費は、年額10,000円とする。
 - (2) 前項の規定にかかわらず、令和3年度は年額7000円とする。
4. 公益社団法人日本理学療法士協会会費は、協会の規定する額による。
5. 本会の会費は、原則として毎年、前年度の3月末日までに納入するものとする。
6. 当該会計年度の決算報告書及び次期会計年度の予算書は、総会の一週間以前に公示しなければならない。
7. 会員等には、会務に必要な経費は、それを支払うことができる。

VI. 慶弔に関する項

1. 会員が結婚する場合は、士会より祝電を送る。
2. 会員が死亡した場合は、士会より香華料を送る。

VII. 表彰に関する項

1. 士会員または会員外を表彰しようとする時は、表彰委員会の推薦を得て理事会が承認し会長がこれを行う。
2. 表彰委員会は、会長が委員長となり、その委員は理事会の承認を得て会長が任命する。
3. 表彰委員会は、別に定める規定により表彰をしようとするものを選定し、その他表彰に必要なと認められた事項を審議する。

VIII. 附則

この細則は 平成29年2月1日から施行する。

この細則は 平成30年4月1日から一部改正により施行する。

この細則は 令和元年8月16日から一部改正により施行する。

この細則は 令和2年12月19日から一部改正により施行する。

- 1 V章（庶務及び会計に関する項）3の2項は令和4年3月31日をもって効力を失効し、本付則は効力失効後削除する。